

9 バス停留所

■基本的な考え方■

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるように配慮する。

整備基準	目標となる指針
9 バス停留所 バス停留所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 停留所を示す標識には、車内から見える位置に停留所名及び次の停留所名を表示すること。 (2) 主要な交通結節点及び視覚障害者の利用が多い停留所には、点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。 (3) 点字による表示は、視覚障害者が円滑に利用できる位置に設けること。	7 バス停留所 バス停留所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 停留所を示す標識には、車内から見える位置に、停留所名及び次の停留所名を表示すること。 (2) 原則として、停留所に点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。 (3) 点字による表示は、視覚障害者が円滑に利用できる位置に設けること。 (4) 停留所を示す標識は、灯火式とすること。 (5) 必要に応じ、上屋及び風よけを設けること。

整備基準の解説	
項目	解説
(2)表示	○主要な交通結節点等には、停留所名、次の停留所名、バスの行先、運行系統、時刻表等を点字や音声により案内ができる装置を設ける。

配慮事項	
項目	解説
視覚障害者誘導用ブロック	○視覚障害者が円滑に利用できるように視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。
総合案内板	○バスターミナルには運行系統、乗降場等を標示した総合案内板を設ける。
停留所	○リフト付きバス等に対応した停留所を設けるとともに、車いす使用者が円滑に利用できるように配慮する。
ベンチ	○高齢者や身体障害者等が利用しやすいベンチを設ける。

望ましいバス停留所の例

